

第6回
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会総会 資料

冊 子 (2)

- 【資料5】 利用料について
- 【資料6】 運営経費負担の考え方
- 【資料7】 動作環境について
- 【資料8】 導入促進策について

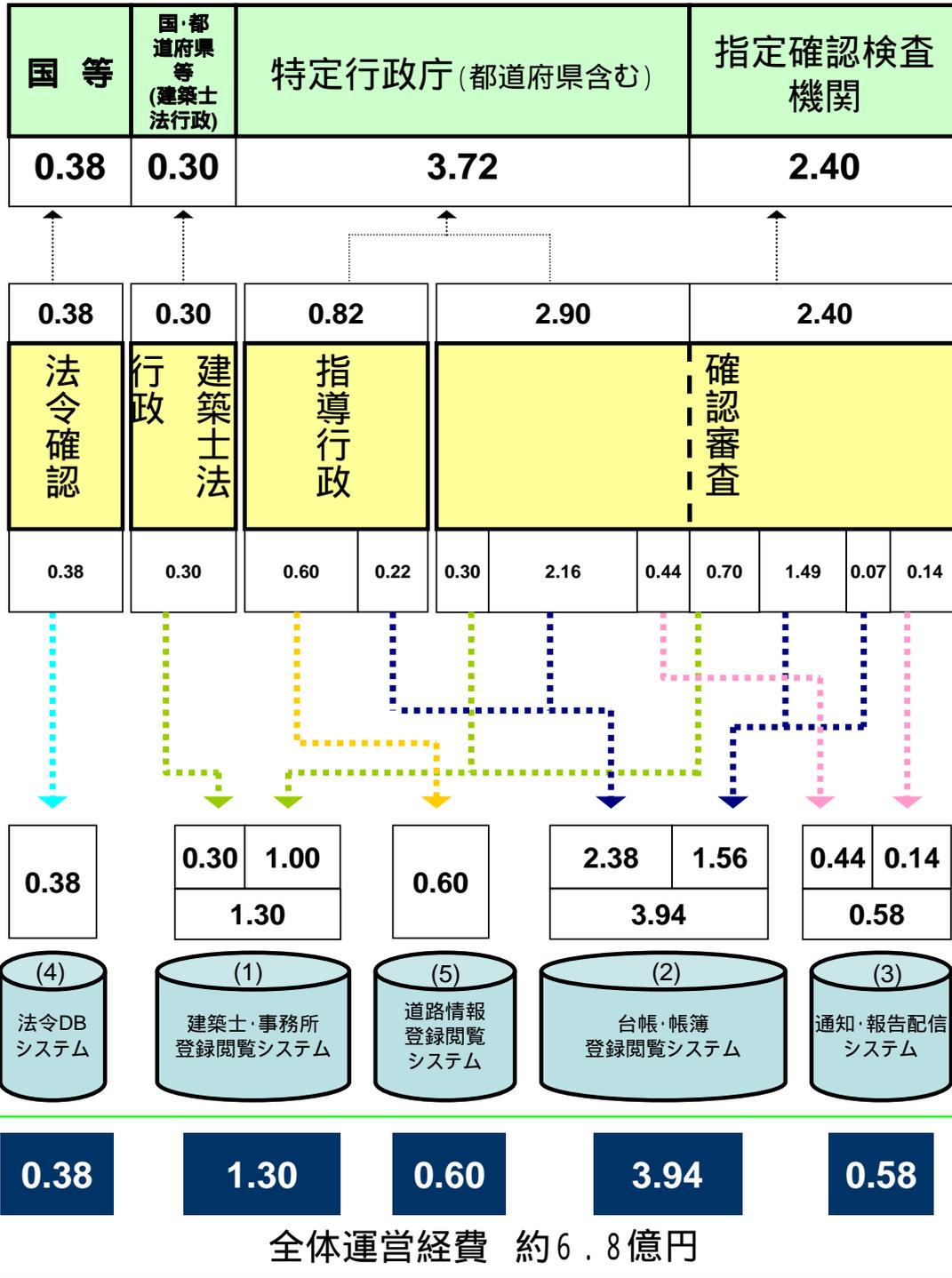
平成20年11月7日連絡協議会総会配付資料抜粋

1. システム運営と利用料設定の考え方（第4回総会にて説明済）

- (1) 全体の運営経費は、年間6.8億円とし、利用料で賄うものとする。
- (2) 利用料は、定額制と従量制の組合せとする。
- (3) 定額部分は、サブシステム毎に運営費・導入率等を勘案して設定する。
- (4) 従量部分は、利用形態(登録、閲覧、送受信等)に応じたサブシステム毎の単価に、各々の取扱件数(確認検査件数、建築士登録件数等)を乗じて設定する。
- (5) 限定特定行政庁等、取扱件数が少ない団体の参加を促すため、取扱件数が一定量までは従量加算しないこととする。なお、その一定量に対する利用料については、現行支援システム導入庁の年間利用料を下回るように設定する。
- (6) 平成21年度に利用料が発生するのは建築士法の事務に関する建築士・事務所登録閲覧システムのみとする。
- (7) (6)以外の利用料については利用団体数や開発経費等が未確定な状況から更に検討を行う。

2. 運営経費の分担（利用料）の考え方

(単位: 億円 / 年)



利用のラインアップと利用料

凡例 以下、下記の略称を用いる。

(A) 台帳S：台帳・帳簿登録閲覧システム

(B) 配信S：通知・報告配信システム

(C) 建築士S（照会等）：建築士・事務所登録閲覧システムのうち、建築確認行政向け機能

(C') 建築士S（登録等）：建築士・事務所登録閲覧システムのうち、建築士法行政向け機能

(D) 法令DB：建築基準法令データベース

(E) 道路S：道路情報登録閲覧システム

各サブシステムの利用のラインアップと利用料については、下記内容に基づき、平成22年度以降、各利用者と個別の利用契約を締結します。

1. 利用のラインアップについて

サブシステムの利用は、サブシステム相互が連携していることから、効果的な利用を考慮し、次の利用形態により利用していただくものとします。

	(A) 台帳S	(B) 配信S	(C) 建築士S (照会等)	(D) 法令DB
利用形態				
利用形態				

(C) 建築士S（登録等）及び(E) 道路Sは、上記利用形態とは別にご利用いただくものとします。

2. 利用料について

- ・平成 22 年度以降の利用料は下記によります。
- ・費用負担低減のための施策は平成 24 年度末まで実施します。
- ・平成 25 年度以降の利用料については、今後の社会情勢・導入状況等を踏まえて再検討する予定です。

(1) 費用負担低減のための施策

施策 (1)

現行建築確認支援システム(以下「支援システム」という。)の利用機関における利用形態①(台帳 S を含む 4 つのサブシステム)の合計金額は、各機関における平成 20 年度の支援システムの総負担額(シス協負担金を含む)の 95% を上限とします。

施策 (2)

現在、支援システムを利用していない機関が台帳 S を利用する場合の利用料は、「台帳 S の利用料」に基づき算定した利用料の半額とする。

施策 (3)

配信 S の利用料は無償とする。

(2) 基本的な考え方

- ・利用形態、いずれも定額部分 + 従量部分(単価 × 件数)にて年間利用料を決定し、実際の利用頻度によらずに一定料金をお支払いいただきます。
- ・件数は、契約日の 2 年前の年度合計の件数とし、平成 25 年 3 月末日まで件数、単価とも据え置きとさせていただきます。
- ・(A) ~ (E) の単価構成詳細は後述のとおり。

	(A) 台帳 S	(B) 配信 S	(C) 建築士 S (照会等)	(D) 法令 D B
料金構成	定額 + 従量	従量のみ	従量のみ	定額のみ

利用形態 の利用料金 = (A + B + C + D)

利用形態 の利用料金 = (B + C + D)

3. 各サブシステムの利用料について

以下、特記なき限り金額は税抜金額を示します。

(A) 台帳Sの利用料

定額部分 + 従量部分により算定する。

また、ストック部分は既存データ投入時にのみ発生する。

各部分の算定は、下記(1)～(3)による。

(1) 定額部分

年間建築確認件数(特定行政庁にあっては年間報告受理件数を加算した件数)の区分ごとに別表1の金額を適用します。

別表1

単位：千円/年(税別)

確認及び報告受理件数区分	100件以下	100件超	200件超	500件超	1000件超	2000件超	5000件超
行政	都道府県	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000
	政令市	800	1,000	2,000	3,000	4,000	6,000
	4-1設置市	500	500	800	1,100	1,400	1,700
	4-2設置市	400	400	600	900	1,200	1,500
	限定特庁	50	50	50	100	100	100
	特別区	250	300	400	500	1,000	1,500
民間	大臣指定	400	400	500	500	600	800
	地整指定	300	300	400	400	500	500
	知事指定	200	200	300	300	400	400

(2) 従量部分

別表2による延べ面積区分ごとに年間建築確認件数の補正值()を求め、各々に別表2の単価を乗じた金額を適用します。

別表2

単位：円/件(税別)

延べ面積区分	200㎡以内	200㎡超
行政・民間共通 建築確認件数補正值1件当り単価	900	1,500

補正值

従量部分の算定においては、件数を次のとおり補正します。(配信S、建築士S共通)

ア 延べ面積区分ごとの件数が100件以下の場合、0件とします。

イ 延べ面積区分ごとの件数が100件超4,100件以下の場合は、当該件数から100を減じます。

ウ 延べ面積区分ごとの件数が4,100件超の場合は、一律4,000件とします。

(3) ストック部分(総合管理センター利用の場合のみ)

既存データを(仮称)総合管理センターに移行する場合は、移行実施時に限り、移行する確認件数1件当たり10円を移行事務手数料に加算します。

(B) 配信Sの利用料

平成 24 年度（平成 25 年 3 月末日）まで無償とし、平成 25 年度以降は別表 3 の金額を適用します。

別表 3

単位：円 / 件（税別）

延べ面積区分	200 m ² 以内	200 m ² 超
行政 確認審査報告書（建築物）受理件数 補正值 1 件 当 り 単 価	80	160
民間 建 築 確 認 件 数 補 正 値 1 件 当 り 単 価	20	40

(C) 建築士S（照会等）の利用料

年間建築確認件数の補正值に、別表 4 の単価を乗じた金額を適用します。

別表 4

単位：円 / 件（税別）

	(延べ面積区分なしにて一律)
行政・民間共通建築確認件数 補正值 1 件 当 り 単 価	200

(C') 建築士S（登録等）の利用料（国土交通省及び都道府県のみ）

別表 7 のとおり（平成 21 年度 of 金額を据え置きとします）。

(D) 法令DBの利用料

別表 5 の金額を適用します。

別表 5

単位：円 / 年（税別）

行 政	都 道 府 県	80,000
	政 令 市	80,000
	4 - 1 設 置 市	80,000
	4 - 2 設 置 市	40,000
	限 定 特 庁	10,000
	特 別 区	80,000
民 間	大 臣 指 定	80,000
	地 整 指 定	80,000
	知 事 指 定	80,000

(E) 道路Sの利用料（特定行政庁のみ）

別表6の金額を適用します。

なお、財団法人建築行政情報センターが運用する指定道路図公開サイトに、指定道路図をご提供いただいた場合またはその提供をお約束いただいた場合は、別表6によらず、無償で利用できるものとします。

別表6

単位：円/年（税別）

行 政	都 道 府 県	500,000
	政 令 市	450,000
	4 - 1 設置市	400,000
	4 - 2 設置市	350,000
	限 定 特 庁	250,000
	特 別 区	300,000

別表 7

(C) 建築士S(登録) の国・都道府県別利用料(平成 21 年度金額据え置き)

(単位:円/年)

都道府県名	建築士		建築士事務所		合計	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
国土交通省	4,540,000	4,767,000			4,540,000	4,767,000
北海道	400,000	420,000	680,000	714,000	1,080,000	1,134,000
青森	90,000	94,500	150,000	157,500	240,000	252,000
岩手	90,000	94,500	160,000	168,000	250,000	262,500
宮城	200,000	210,000	330,000	346,500	530,000	556,500
秋田	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
山形	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
福島	140,000	147,000	260,000	273,000	400,000	420,000
茨城	160,000	168,000	330,000	346,500	490,000	514,500
栃木	100,000	105,000	220,000	231,000	320,000	336,000
群馬	140,000	147,000	270,000	283,500	410,000	430,500
埼玉	390,000	409,500	740,000	777,000	1,130,000	1,186,500
千葉	280,000	294,000	540,000	567,000	820,000	861,000
東京	960,000	1,008,000	2,120,000	2,226,000	3,080,000	3,234,000
神奈川	430,000	451,500	900,000	945,000	1,330,000	1,396,500
新潟	200,000	210,000	360,000	378,000	560,000	588,000
富山	120,000	126,000	180,000	189,000	300,000	315,000
石川	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
福井	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
山梨	60,000	63,000	130,000	136,500	190,000	199,500
長野	170,000	178,500	350,000	367,500	520,000	546,000
岐阜	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
静岡	240,000	252,000	480,000	504,000	720,000	756,000
愛知	460,000	483,000	710,000	745,500	1,170,000	1,228,500
三重	120,000	126,000	200,000	210,000	320,000	336,000
滋賀	110,000	115,500	170,000	178,500	280,000	294,000
京都	210,000	220,500	310,000	325,500	520,000	546,000
大阪	600,000	630,000	950,000	997,500	1,550,000	1,627,500
兵庫	340,000	357,000	520,000	546,000	860,000	903,000
奈良	80,000	84,000	130,000	136,500	210,000	220,500
和歌山	70,000	73,500	110,000	115,500	180,000	189,000
鳥取	50,000	52,500	80,000	84,000	130,000	136,500
島根	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
岡山	120,000	126,000	230,000	241,500	350,000	367,500
広島	190,000	199,500	370,000	388,500	560,000	588,000
山口	100,000	105,000	200,000	210,000	300,000	315,000
徳島	70,000	73,500	140,000	147,000	210,000	220,500
香川	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
愛媛	100,000	105,000	190,000	199,500	290,000	304,500
高知	60,000	63,000	110,000	115,500	170,000	178,500
福岡	350,000	367,500	530,000	556,500	880,000	924,000
佐賀	60,000	63,000	90,000	94,500	150,000	157,500
長崎	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
熊本	110,000	115,500	200,000	210,000	310,000	325,500
大分	80,000	84,000	140,000	147,000	220,000	231,000
宮崎	90,000	94,500	190,000	199,500	280,000	294,000
鹿児島	90,000	94,500	210,000	220,500	300,000	315,000
沖縄	80,000	84,000	190,000	199,500	270,000	283,500
計	12,990,000	13,639,500	15,580,000	16,359,000	28,570,000	29,998,500

4. 利用料金額（年額）の求め方

利用形態、 の利用料金額（年額）については、前掲の単価に基づき、下記例示を参考にして算出してください。

なお、金額に端数を生じた場合は1,000円未満切り捨てとします。

凡例

N : 平成20年度建築確認件数の補正值（補正值の求め方は台帳Sの従量部分を参照）

n1 : Nのうち200㎡以下の件数の補正值（ " ）

n2 : Nのうち200㎡超の件数の補正值（ " ）

例1 支援システム利用機関が利用形態①を利用する場合

[単価に基づく金額]

(A) 台帳 S : 別表1の金額 + ¥900 × n1 + ¥1,500 × n2

(B) 配信 S : 無償

(C) 建築士 S (照会等) : ¥200 × N

(D) 法令 D B : 別表5の金額

以上合計 = P 1

[支援システムの利用率] (※) × 95% = P 2

P 1、P 2のいずれか低い方を利用形態①の年間利用料とする。

支援システムの利用料の考え方

シス協（日本建築行政会議システム協議会）負担金、環境支援料（サポート費）、機器リース料、機器保守料その他支援システムの利用に係る総費用です。

なお、支援システム以外と兼用の機器、キーパンチャー等の人件費関係は計上不要です。

例2 独自の台帳・帳簿システム利用機関が利用形態①を利用する場合

(A) 台帳 S : [別表1の金額 + ¥900 × n1 + ¥1,500 × n2] × 50%

(B) 配信 S : 無償

(C) 建築士 S (照会等) : ¥200 × N

(D) 法令 D B : 別表5の金額

以上合計を利用形態①の年間利用料とする。

例3 独自の台帳・帳簿システム利用機関が利用形態②を利用する場合

- (B) 配 信 S : 無償
- (C) 建築士 S (照会等) : ¥200 × N
- (D) 法 令 D B : 別表5の金額

以上合計を利用形態②の年間利用料とする。

5. その他必要な経費について

共用データベースの利用に当たっては、利用料のほか、次の費用についてご注意ください。

なお、各費用につきましては、連絡協議会会員専用サイト等で順次情報提供してまいります。

(1) 既存データ移行費

次の場合等に既存データの移行費が必要となります。

支援システムの既存データを台帳 S に移行する場合

独自の台帳・帳簿システムの既存データを台帳 S に移行する場合

(2) 独自の台帳・帳簿システムを配信 S に接続するためのシステム改修費

独自の台帳・帳簿システムを継続利用し、それを配信 S と接続する場合に必要となります。

改修仕様のご検討に当たっては、「通知・報告配信システム インターフェース規定書(正式版)」を連絡協議会会員専用サイトよりダウンロードし、ご参照ください。

(3) 庁内・社内サーバの運用に係る経費

道路 S をご利用の場合等、庁内・社内サーバを独自に設置する際、リース費、保守費、各種設定費等が必要となります。

連絡協議会会員専用サイト

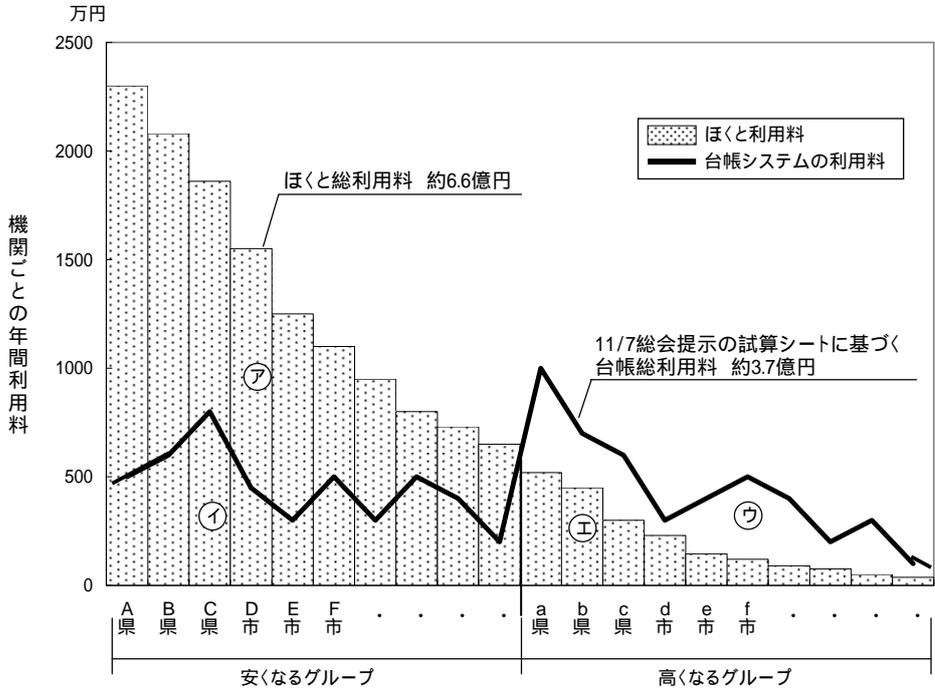
<http://www.icba.or.jp/DBkyougikai/kain/kaintop.htm>

ユーザー名、パスワードは連絡協議会事務局(TEL03-5225-7706)にお問い合わせください。

運営経費負担の考え方（模式図）

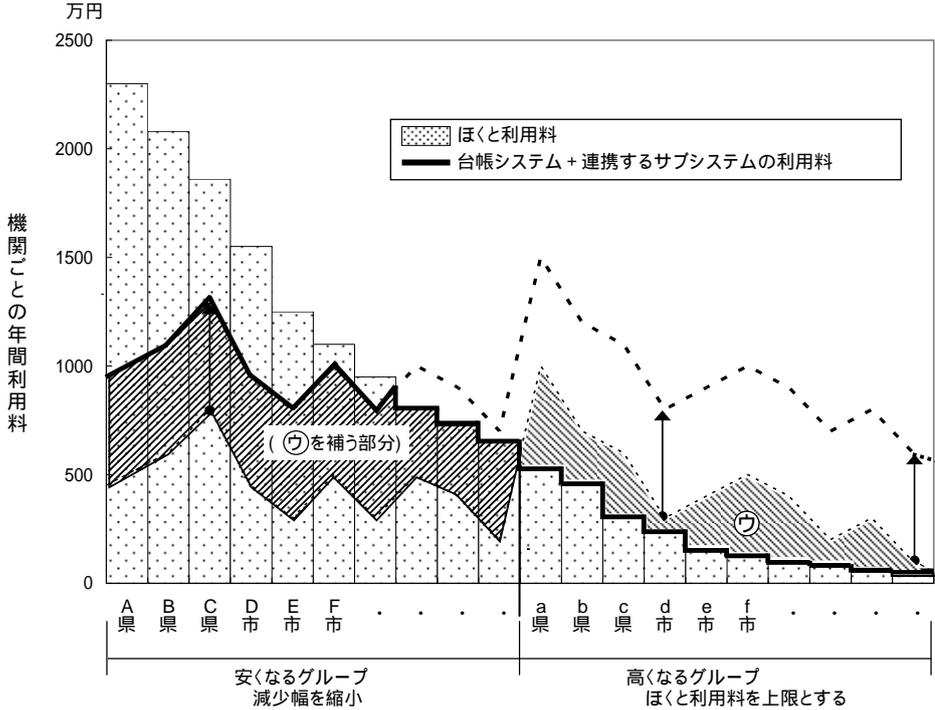
1. これまでの考え方

ほくとの利用料と比較して機関毎に増減の差が激しく、台帳システムへの移行が困難な機関が多くなる。



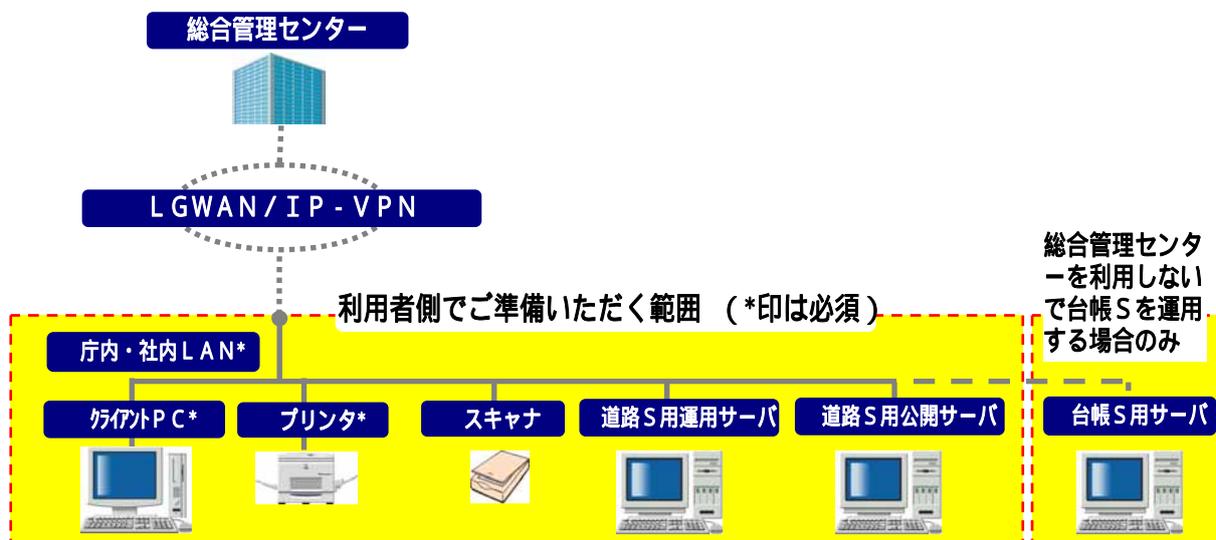
2. 今回の案

台帳システムの利用料を機関種別を限定して底上げし、それによる収入増で上図ウの部分（ウ）を補うとともに、連携するサブシステムの運営経費もその中でカバー可能となる。



動作環境について

建築行政共用データベースシステムの各サブシステムをご利用いただくための動作環境は下記に示すとおりです。



庁内・社内LAN（必須）

各サブシステムはクライアントPCのみで運用することはできないため、総合管理センターのサーバ又は庁内・社内サーバとの接続のために、特定行政庁はLGWAN回線、指定機関はIP-VPN回線への接続が必須となります。

（平成21年度はIP-VPNの敷設費及び回線利用料をICBAにて負担させていただきます）

クライアントPC（必須）

各サブシステムを利用する端末です。動作環境は下記のとおりです。

OS Microsoft WindowsXP SP2 / Microsoft Windows Vista

ブラウザ IE6SP2 IE7 / Mozilla FireFox2.0 / FireFox3.0

pdf ファイル閲覧のためのソフト

（台帳S及び建築士Sによる帳票印刷、道路Sによる指定道路図等表示）

画面サイズ 1024×768 以上

プリンタ（必須）

各サブシステムによる帳票印刷等に利用します。機種等の指定は特にありません。

スキャナ（画像情報を登録する場合は必須）

台帳Sにおける紙の建築計画概要書、道路Sにおける紙の道路図、建築士S（登録等）における外字イメージ取込み及び紙の業務報告書等の登録に利用します。

道路S用運用サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路Sを利用する場合に必要となります。

1) Webサーバ

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 4,096 MB

HDD : 15,000rpm / RAID5 (推奨) / 容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減
(対象面積 145 km²、調書数 3万、1調書ごとの添付ファイル7MBとして1,800 GB程度。)

必要周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

2) DBサーバ (Webサーバと分けることを推奨しますが、予算に応じてWebサーバと兼用も可)

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 4,096 MB

HDD : 15,000rpm / RAID1 (推奨) / 80 GB程度

(容量は調書数3万本程度の場合。調書数に応じて増減。)

道路S用公開サーバ（Webサーバ+DBサーバ）

道路Sで登録した指定道路図・指定道路調書を庁内からインターネットで公開する場合に必要となります。

1) Webサーバ

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 2,048 MB

HDD : 15,000rpm / RAID5 (推奨) / 容量は対象地図や調書数、添付ファイルに応じて増減
(対象面積 145 km²、調書数 3万、1調書ごとの添付ファイル7MBとして520 GB程度。)

必要周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

2) DBサーバ (Webサーバと分けることを推奨しますが、予算に応じてWebサーバと兼用も可)

OS : Microsoft Windows Server 2003 SP2 (32bit)

CPU : Xeon DualCore 3GHz×2 相当 RAM : 2,048 MB

HDD : 15,000rpm / RAID1 (推奨) / 80 GB程度

(容量は調書数3万本程度の場合。調書数に応じて増減。)

台帳S用サーバ（総合管理センターを利用しない場合）

建築計画概要書等、台帳Sへの登録情報を外部（総合管理センターのサーバ）に保存することができない場合、または総合管理センターとの回線容量が概ね1Mbps未満の場合に必要となります。

1) 小規模（同時利用ユーザー5人程度）

OS : Red Hat Enterprise Linux Advanced Platform Standard(64bit)

CPU : Xeon DualCore 3.33GHz×2 相当 RAM : 8,192 MB

HDD : 300 GB程度（増設可能なこと）15,000rpm / RAID1 (推奨)

必要周辺装置 : バックアップ装置, 無停電電源装置

2) 大規模（同時利用ユーザー10人程度）

OS : Red Hat Enterprise Linux Advanced Platform Standard(64bit)

CPU : Xeon QuadCore 3.2GHz×2 相当 RAM : 16,384 MB

HDD : 300 GB 程度（増設可能なこと）15,000rpm / RAID1（推奨）

必要周辺装置 : バックアップ装置 , 無停電電源装置

台帳SはOSがLinuxとなるため、支援システム用サーバの流用はできません。

共用データベースシステムの導入促進策について

より多くの機関に利用していただくために、次の方策により導入促進を図る。

(1) 利用者環境の整備

- ・ 全特定行政庁に対して L G W A N 回線を建築行政部門に接続するよう要請する。
- ・ 一方、全指定確認検査機関に対しては、I P - V P N 回線を平成 21 年度内に財団法人建築行政情報センター（以下「I C B A」という。）の負担で敷設する。

(2) I C B A 内の相談体制の強化

- ・ きめ細かな対応ができるよう専属の課を設置し、相談対応の充実を図る。

対応する部署	： 導入促進課
TEL	： 03 - 5225 - 7707
FAX	： 03 - 5206 - 6136
電子メール	： dbinfo@icba.or.jp

(3) 特定行政庁及び指定確認検査機関へのきめ細かな対応

- ・ 都道府県管内の建築行政連絡会議等での説明（I C B A の出前説明）及び機関ごとの依頼に応じた出前相談を実施する。

(4) 道路情報登録閲覧システム試用版の全特定行政庁への配布

- ・ 道路指定図の作成を促進するため全特定行政庁に配布する。

(5) 愛称の募集

- ・ 利用者にわかりやすく親しみやすいシステムの愛称を利用者から公募する。
- ・ 平成 21 年 6 月ごろから募集し、8 月ごろ決定する。
- ・ 応募方法等については、別途案内をする。

(6) ウェビナーの活用

- ・ それぞれのシステムの操作案内等を、対面形式だけでなく、ウェブ上で確認できるようにする。

(7) 情報会員制度の利用促進

- ・ 設計者や設計事務所も共用データベースのサブシステムである建築基準法令データベースの閲覧や確認申請書作成プログラムが活用できるよう情報会員制度の利用促進を図る。